

建築設備等の種別		報告時期
昇降機 ^{※3} (政令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機)	エレベーター	検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合、 毎年、4月1日から翌年3月30日までに報告
		検査済証交付日が平成6年1月1日以後の場合、 毎年、検査済証の交付日の属する月に相当する月の末日までに報告
	エスカレーター	検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合、 毎年、4月1日から翌年3月30日までに報告
		検査済証交付日が平成6年1月1日以後の場合、 毎年、検査済証の交付日の属する月に相当する月の末日までに報告
	小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く。）	平成28年6月1日に現に存するもの又は検査済証交付日が平成29年5月31日以前の場合、 毎年、4月1日から翌年3月30日までに報告
		検査済証交付日が平成29年6月1日以後の場合、 毎年、検査済証の交付日の属する月に相当する月の末日までに報告
準用工作物 ^{※3} (政令第138条第2項各号に掲げる工作物)		検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合、 毎年、4月1日から翌年3月30日までに報告
		検査済証交付日が平成6年1月1日以後の場合、 毎年、検査済証の交付日の属する月に相当する月の末日までに報告
防火設備 ^{※1}	政令指定の定期報告対象建築物に設けるもの	平成28年6月1日に現に存するもの又は検査済証交付日が平成29年5月31日以前の場合、 第1回目は、令和元年5月31日までに報告 第2回目以降は、毎年、7月1日から12月28日までに報告 検査済証交付日が平成29年6月1日以後の場合、 毎年、7月1日から12月28日までに報告
	以下に掲げる用途のうち、 床面積が200㎡以上の建築物に設けるもの ^{※2} ・病院、診療所 ・高齢者の就寝の用に供する用途に供するもの	
	細則指定の定期報告対象建築物に設けるもの	

※1 随時閉鎖又は動作をできるもの（防火ダンパーを除く）のみ対象。

※2 建築物が定期報告対象外であっても、当該用途の合計が200㎡以上の建築物であれば防火設備の報告対象。

※3 昇降機、準用工作物については、一般社団法人北関東ブロック昇降機等検査協議会を経由して特定行政庁（古河市）へ提出されます。

（一般社団法人北関東ブロック昇降機等検査協議会：電話03-3295-6159）

※4 新築された建築物で、建築基準法に基づく検査済証を交付された年度または翌年度は報告の必要はありません。